

割賦販売法・自主ルール研修に関する細則

(令和6年4月1日改正施行分)

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第5条に基づき、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が定める包括信用購入あっせんに関する自主規制細則第7条第2項及び個別信用購入あっせんに関する自主規制細則第8条第2項並びにクレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制細則第6条第2項に定める研修の実施に必要な事項を定める。

(対象会員)

第2条 本細則に定める研修は、次の各号に掲げる会員を対象とする。

- (1) 包括信用購入あっせん業者
- (2) 個別信用購入あっせん業者
- (3) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

(社内体制の整備)

第3条 前条に定める対象会員（以下「研修対象会員」という。）は、割賦販売法及び同法に係る自主規制規則等（以下「割賦販売法及び自主ルール」という。）を遵守した適正な業務を行うための社内体制の整備に資するために第21条第1項で定めた者（以下「講師資格者」という。）を置かなければならない。

(研修の種類)

第4条 本細則に定める研修は次の種類とする。

- (1) コンプライアンス研修
- (2) 一般研修
- (3) 講師研修

(研修方法)

第5条 本会は、前条に定める研修について、次の方法により実施する。

- (1) 対面による研修
 - (2) 通信による研修（eラーニング）
- 2 双方向性のある会議システム等を活用して研修講師の講義場所と受講者の受講場所を隔地間で行う場合で、別に定める基準を満たす場合には前項第1号の方法による研修とみなす。

第2章 コンプライアンス研修

(コンプライアンス研修の目的)

第6条 コンプライアンス研修は、次条に定める対象者が割賦販売法及び自主ルールの遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的とする。

(対象)

第7条 コンプライアンス研修の対象は、研修対象会員であって、次に定める者を対象とする。

- (1) 本会に届出をしている会員代表者
- (2) 次の業務を担当する役員

イ 包括信用購入あっせん業務

ロ 個別信用購入あっせん業務

ハ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務

2 前項に定める者が受講できない場合（研修対象会員において当該理由を合理的に説明できる場合に限る。）は、法令遵守を監督するための内部管理部門の責任者又はそれに準ずる者（以下これらの者及び前項に定める者と合わせて「受講対象役員等」と総称する。）が受講するものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に定める者も受講できるものとする。

(1) 第1項第2号以外の研修対象会員の役員

(2) 前項以外の研修対象会員の職員

(3) 研修対象会員以外の本会の会員の役員

(4) 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む（営む予定を含む。）非会員の役員

(5) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役員（研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る。）

(コンプライアンス研修の受講等)

第8条 研修対象会員は、コンプライアンス研修を、毎年度、受講対象役員等に受講させ修了させるものとする。

2 コンプライアンス研修の修了者は、当該受講した研修内容について、受講できなかった他の受講対象役員等に周知するものとする。

(修了の要件)

第9条 本会は、受講対象役員等のうち研修を全て受講した者を研修の修了者とする。

第3章 一般研修

第1節 協会主催研修

(一般研修の目的)

第10条 一般研修は、割賦販売法及び自主ルールに基づいた業務を行うことができる人材を育成することを目的とする。

(対象)

第11条 一般研修の対象は、研修対象会員において包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する職員（以下合わせて「受講対象職員」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も受講できるものとする。

(1) 研修対象会員の役員

(2) 研修対象会員以外の本会の会員の役職員

(3) 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む（営む予定を含む。）非会員の役職員

(4) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役職員（研修対象会員を

通じて受講の申込みをした場合に限る。)

(一般研修の種類)

第12条 受講対象職員が受講する研修の種類は、研修対象会員に応じ、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別に定める内規によることとする。

- (1) 包括研修
- (2) アクワイアラ研修
- (3) 個別研修

(研修時期)

第13条 研修対象会員は、職員を包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事させるときは、当該職員（従事する日が属する年度の前3年度以内に一般研修を修了している者を除く。）に対し、できる限り早く一般研修を受講させ修了させるものとする。

2 研修対象会員は、受講対象職員を一般研修が修了した日が属する年度の翌年度から3年度以内に一般研修を受講させ修了させるものとし、以後も同様とする。

3 研修対象会員は、受講対象職員が一般研修受講後も、継続的に研修を行うなどの方法により、第10条に定める目的を達成するよう努めるものとする。

(修了の要件)

第14条 本会は、別に定める基準を満たした受講対象職員を修了者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も一般研修の修了者とみなす。

- (1) 講師育成研修を修了した者
- (2) 講師更新研修を修了した者
- (3) クレカウンセラー修了研修を修了した者

3 本会は、前各項の修了者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

第2節 会員主催研修

(会員主催研修)

第15条 研修対象会員は、本会が別に定める方法による研修（以下「会員主催研修」という。）を実施することができる。

2 受講対象職員は、当該受講対象職員が所属する会員の会員主催研修を受講し修了した場合は、一般研修を修了したものとみなす。

(準用)

第16条 前条第1項の会員主催研修については、第10条から第14条第1項の規定を準用する。

第4章 講師研修等

(講師の役割)

第17条 講師資格者は、第3条に定める社内体制の整備に資するよう、次の役割を担うものとする。

- (1) 第21条に基づき、会員主催研修の該当する種類の研修講師を務めること。
- (2) 第3章に定める一般研修を受講する受講対象職員に対し、質問等への回答及び助言を行うこと。
- (3) 割賦販売法及び自主ルールに関し社内において実務と関連付けた観点から日常的に助言を行うこと。

(講師研修の目的)

第18条 講師研修は、前条に定める役割を担うのに必要な知識等を習得することを目的とする。

(講師研修の種類)

第19条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める研修を、当該各号に定める目的で行う。

- (1) 講師育成研修
講師として必要な知識等を習得するため
- (2) 講師更新研修
講師資格者の能力の維持及び向上を図るため
- 2 前項第1号に定める研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別に定める内規によることとする。
 - (1) 包括講師育成研修
 - (2) アクワイアラ講師育成研修
 - (3) 個別講師育成研修
- 3 第1項第2号に定める研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、実施にあたっては別に定める内規によることとする。
 - (1) カード総合講師更新研修
 - (2) アクワイアラ講師更新研修
 - (3) 個別講師更新研修

(対象)

- 第20条 講師育成研修の対象は、講師育成研修を受講しようとするときから原則前3年度以内に、第12条に定める一般研修において当該研修を修了した役職員であって、講師になろうとする者とする。ただし、本会が認める場合は、この限りではない。
- 2 講師更新研修の対象は、講師資格を更新しようとする者とする。

(講師資格の認定)

- 第21条 本会は、次の各号に定める者を講師として認定する。
- (1) 講師育成研修を受講した者のうち、別に定める内規の基準を満たす者
 - (2) 本会のクレカウンセラー資格の認定を受けた者
 - (3) 協会に届出をした弁護士
- 2 本会が認定する講師資格は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 包括研修講師資格
 - (2) アクワイアラ研修講師資格（以下「ACQ研修講師資格」という。）
 - (3) 個別研修講師資格
- 3 第1項第1号に定める者には、内規に定める講師資格を認める。
- 4 本会は、第1項第1号及び第2号の講師資格認定者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

(講師資格の有効期間)

- 第22条 前条第1項第1号及び第2号の講師資格の有効期間は、講師資格認定の日(同項第2号に定める講師にあってはクレカウンセラー資格の認定を受けた日)から3年を経過した日が属する年度の末日までとする。
- 2 次条により講師更新研修を修了した者の講師資格の有効期間は、更新研修の修了日から3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

(講師資格の更新)

- 第23条 講師資格者(弁護士を除く。)は、当該講師資格を更新しようとするときは、前条の有効期間満了の時までに講師更新研修を修了しなければならない。
- 2 本会は、講師更新研修を受講した者のうち、別に定める内規の基準を満たした者を修了者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により講師資格の有効期間満了の日までに講師更新研修を修了していない者に、当該有効期間満了後1年間に限り講師更新研修を受講を認める。この場合、当該講師更新研修の修了認定の可否が決定されるまでの間、講師資格は停止する。
- 4 本会は、第2項の講師更新研修修了者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

(講師資格者台帳への記載)

- 第24条 本会は、講師資格者(弁護士を除く。)の氏名、所属する会社名その他別に定める事項を講師資格者台帳(電磁的記録を含む。)に記載するものとする。
- 2 講師資格者は、前項の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に届出をするものとする。
- 3 本会は、講師資格の有効期間を経過し講師資格を失効した場合には、講師資格者台帳から当該者の記録を削除するものとする。

(講師の活動範囲)

- 第25条 講師資格者は、内規に定めるところにより、講師資格に応じた講師を務めることができるものとする。
- 2 講師資格者(弁護士を除く。)は、当該講師資格者が所属する会員の会員主催研修以外で講師を務めることができない。ただし、本会が認める場合は、この限りでない。

第5章 その他

(研修のフォローアップのための調査)

- 第26条 本会は、研修対象会員に対し、必要に応じ、第4条各号に定める研修のフォローアップのための調査を実施することができるものとし、当該会員は、これに協力するものとする。
- 2 本会は、当該調査内容の分析の結果等を当該会員に対し提供するものとする。
- 3 本会は、研修の実績に著しく問題のある会員については、本会が定める処分に関する細則とは別に、研修の運用上の注意文書の発出等を行うことができるものとする。

(研修の記録の作成と保存等)

第27条 本会は、実施した第4条各号に定める研修の記録（電磁的記録を含む。次頁において同じ。）を作成し、当該研修を実施した日から5年間の経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。

2 研修対象会員は、社内規程等に基づき、第4条各号に定める研修にかかる研修計画を策定するとともに、当該研修に役職員を受講させた場合には、その記録を作成し、当該研修を実施した日から5年間の経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。

(改廃)

第28条 本細則の改廃は、自主規制委員会の決議を経て行う。

附則

1. 本細則は、平成22年4月16日から施行する。
2. 本細則は、平成23年4月1日から改正施行する。
3. 本細則は、平成23年10月25日から改正施行する。
4. 本細則は、平成25年4月1日から改正施行する。
5. 本細則は、平成26年4月1日から改正施行する。
6. 本細則は、平成27年4月1日から改正施行する。
7. 本細則は、平成28年4月1日から改正施行する。
8. 本細則は、平成28年7月20日から改正施行する。
9. 本細則は、平成29年4月1日から改正施行する。
10. 本細則は、平成30年6月1日から改正施行する。
11. 本細則は、平成31年4月1日から改正施行する。
12. 本細則は、令和2年7月1日から改正施行する。
13. 第18条第2項に定める講師資格については、令和元年度までに「包括研修講師資格」を保有している場合には、改正施行後における「包括研修講師資格」及び「ACQ研修講師資格」の講師資格を有するものとみなす。
14. 第2条第1項の規定は、講師資格者の設置による社内教育体制の整備の期間として、令和4年3月31日までの経過措置を設けることとする。
15. 本細則は、令和3年4月1日から改正施行する。
16. 本細則は、令和5年4月1日から改正施行する。
17. 本細則は、令和6年4月1日から改正施行する。